軽自動車税についてのお知らせ

問い合わせ　市民税課　☎229-3129　FAX229-3331

軽自動車税環境性能割の税率変更と臨時的軽減の延長

取得価額が50万円を超える三輪以上の軽自動車を取得するときにかかる軽自動車税環境性能割の燃費基準が、令和３年４月１日に改正されました。改正後の税率は下表のとおりで、燃費基準に応じて取得価額に税率をかけた金額が課税されます。また、臨時的軽減の措置は令和３年12月31日まで延長され、自家用の軽自動車(乗用車に限る)を取得する場合は、税率１％分が軽減されます。

改正後の軽自動車税環境性能割の税率と臨時的軽減(改正対象分のみ)

車種区分			税率 営業用	税率 自家用		臨時的軽減後の税率 令和３年12月31日まで
電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制からNOx10%低減または平成30年排出ガス規制適合)			非課税	非課税	臨時的軽減 (自家用の乗用車のみ)	非課税
ガソリン車 ※平成17年排出ガス規制75%低減車または平成30年排出ガス規制50%低減車	乗用(ハイブリッド車含む)	令和12年度燃費基準75%以上達成かつ令和２年度燃費基準達成				
		令和12年度燃費基準60%以上達成かつ令和２年度燃費基準達成	0.5%	1.0%		非課税
		令和12年度燃費基準55%以上達成	1.0%	2.0%		1.0%
		上記以外(※の基準は対象外)	2.0%	2.0%		1.0%
	トラック(車両総重量2.5ｔ以下)	平成27年度燃費基準＋25%達成	非課税	非課税		
		平成27年度燃費基準＋20%達成	0.5%	1.0%		
		平成27年度燃費基準＋15%達成	1.0%	2.0%		

令和４・５年度のグリーン化特例(軽課)の税率

軽自動車税種別割を軽減するグリーン化特例(軽課)は令和５年度まで実施されますが、令和４・５年度については、下表のとおり軽減の対象が限定され、それ以外の車両については対象外になります。

車種区分				税率(年税額、令和３年度のものを基準に算出)			
				電気自動車、燃料電池自動車(乗用自家用に限る)、天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス規制からNOx10%低減車)	ガソリン車・ハイブリッド車(平成30年排出ガス規制50%低減または平成17年排出ガス規制75%低減車で、令和２年度燃費基準達成車)		
					令和12年度燃費基準90%以上達成車	令和12年度燃費基準70%以上達成車	
購入期間および初度検査年月				令和３年４月～令和４年３月(令和４年度の税金)	令和３年４月～令和４年３月(令和４年度の税金)	令和３年４月～令和４年３月(令和４年度の税金)	令和４年４月～令和５年３月(令和５年度の税金)
軽自動車	三輪			75%軽減(1,000円)	軽減なし(3,900円)	軽減なし(3,900円)	軽減なし(3,900円)
軽自動車	四輪以上	乗用	自家用	75%軽減(2,700円)	軽減なし(10,800円)	軽減なし(10,800円)	軽減なし(10,800円)
軽自動車	四輪以上	乗用	営業用	75%軽減(1,800円)	50%軽減(3,500円)※	25%軽減(5,200円)※	25%軽減(5,200円)※
軽自動車	四輪以上	貨物	自家用	75%軽減(1,300円)	軽減なし(5,000円)	軽減なし(5,000円)	軽減なし(5,000円)
軽自動車	四輪以上	貨物	営業用	75%軽減(1,000円)	軽減なし(3,800円)	軽減なし(3,800円)	軽減なし(3,800円)

※揮発油を内燃機関の燃料とするものに限る

障がいのある人の軽自動車税にかかる減免要件の拡充

令和３年４月１日から、身体等に障がいのある人(知的障がい･精神障がいを含む)に対する軽自動車税の減免制度について、家族が運転する場合の使用目的の要件を、右表のとおり拡充します。令和３年度の軽自動車税種別割の減免申請の受付期間は、通常より１カ月延長して６月30日(水)までで、すでに減免を受けている軽自動車で継続の場合、改めて申請する必要はありません。また環境性能割の減免申請は三重県自動車税事務所(☎253-8057)での手続きになります。

家族運転の場合の使用目的(対象者の区分や軽自動車の種類に変更はなし)

軽自動車の使用目的・使用回数	身体障がい者等が社会生活を営むための全ての使用(社会参加活動)のために月４回以上、おおむね６カ月以上にわたって継続的に軽自動車を使用すること
使用目的を証明するための書類	申出書(減免申請者の申し出による確認となり、通院等証明書を取得する必要はありません)